

福島市組織資金融資要綱

(目 的)

第1条 この制度は、市内中小企業者の組織活動を通じた企業構造の高度化と、中小企業の近代化及び合理化の促進のため、組合等が必要とする資金の供給の円滑化を図ることを目的とする。

(預 託)

第2条 福島市（以下「市」という。）は、この要綱の目的達成のため、財政資金を、商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）に預託するものとする。

2 金庫は、前項の預託金を原資として預託金の3倍に相当する額を市内中小企業者で組織する組合に対し融資するものとする。

(借入資格)

第3条 この要綱により借入できるものは、次の各法に基づく組合であって市及び金庫において認める団体とする。

「中小企業団体の組織に関する法律」

「中小企業等協同組合法」

「商店街振興組合法」

2 前項に掲げるもののほか、商工組合中央金庫法の規定に基づく貸付業務の範囲内にある中小規模の事業者をその主たる構成員とした共同出資会社等の法人であって、その共通の利益を増進するため必要な施設の設置を行う事業で市が特に認める団体とする。

(貸付条件)

第4条 金庫が第2条第2項の融資を行う場合の条件は次のとおりとする。

1 資 金 の 使 途 (1) 設備資金

共同施設を設置する場合の資金及び商工業の設備設置に要する資金

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法による高度化事業の融資と協調することができる。

(2) 運転資金

中小企業の体質改善をはかり、経営体制の安定化に資するための運転資金で、将来自己資金等の造成によって財務構成の健全化をはかる見通しのあるもの。

(3) 転貸資金

第3条において認める団体の構成員に対する前記(1)、(2)の転貸資金。

2 貸 付 金 額 1 組合15,000万円以内

但し、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく事業の場合はこの限りでない。

転貸資金は1企業2,000万円以内

- | | |
|-----------|--|
| 3 融 資 期 間 | 原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内 |
| 4 返 済 方 法 | 分割返済とする。ただし短期資金（1年以内）は、一括返済を認める。（ただし1年以内の据置を認める） |
| 5 保証人及び担保 | 保証人つきの融資とし、担保は必要により徴する。 |
| 6 貸 付 利 率 | 貸付期間10年以内 年利2.0%以内
貸付期間10年超15年以内 年利2.3%以内 |
| 7 添 付 書 類 | 団体等の名簿 |

（融資状況の報告）

第5条 金庫はその月分の融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和46年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６２年１月５日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年３月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年１１月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。